



コンテンツ取引市場の形成に関する 資金調達方法について

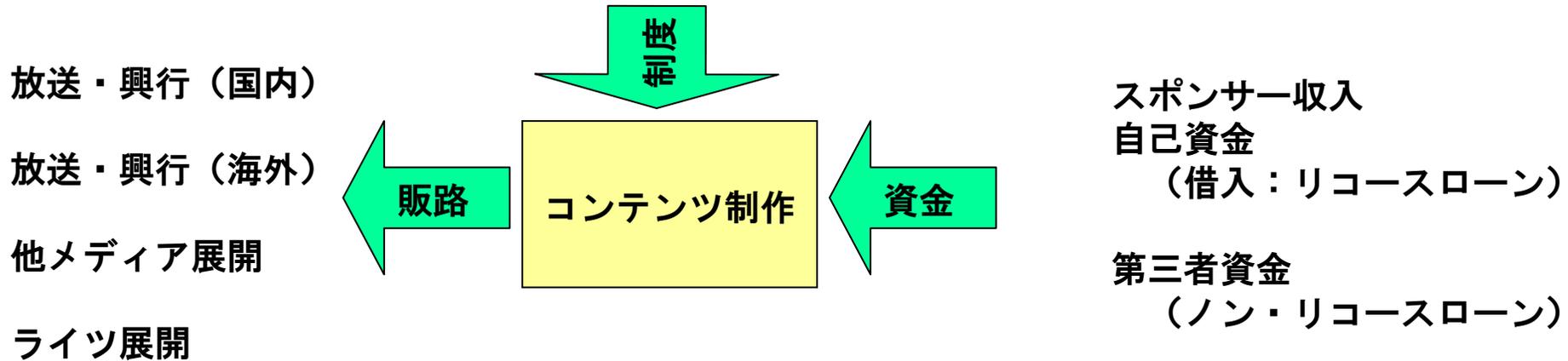
2007年2月28日

 **三井物産株式会社**



■ コンテンツ取引市場形成の趣旨

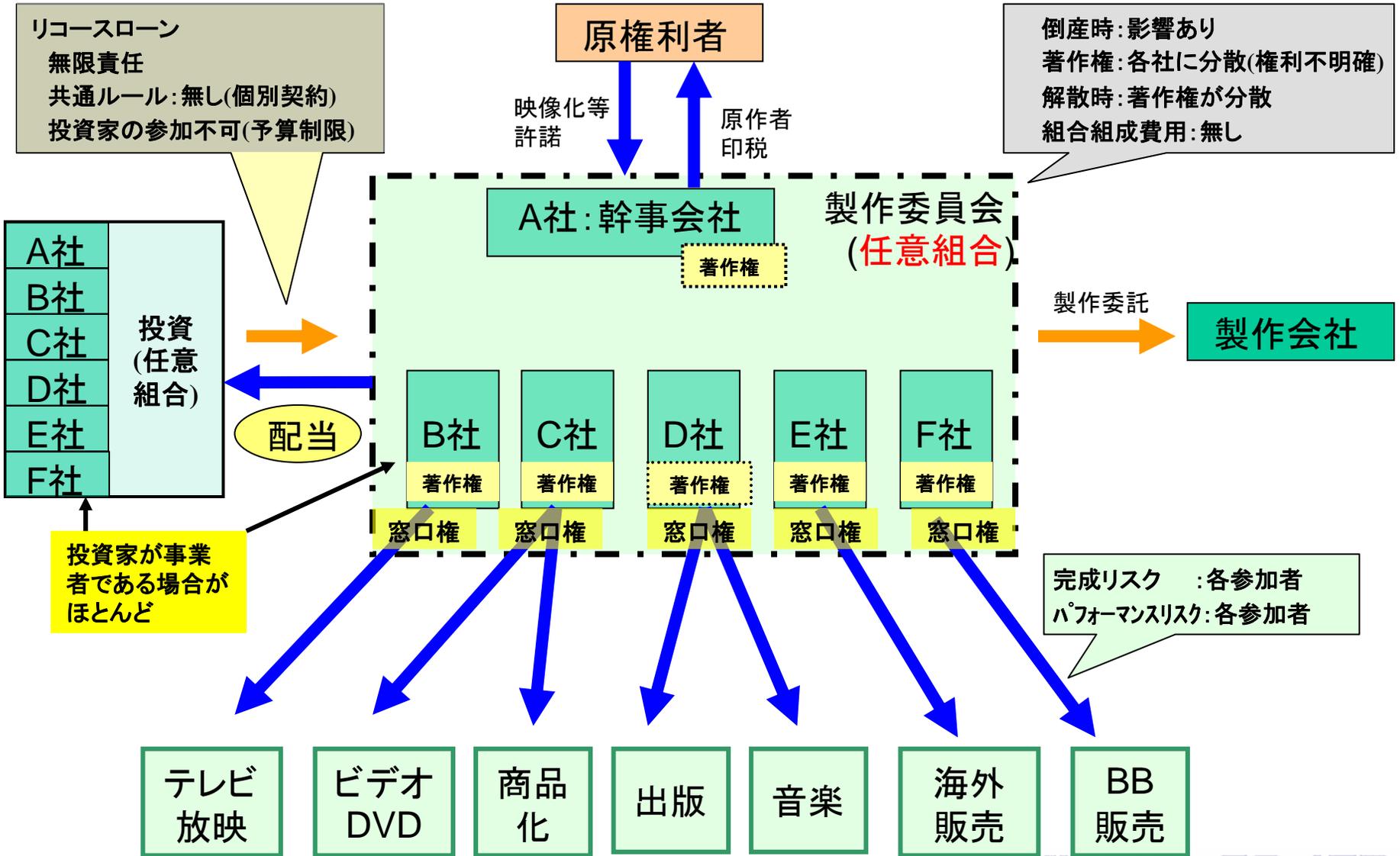
- コンテンツの流通促進による収益機会の拡大
- コンテンツ市場自体の拡大
- 権利集約によるコンテンツ価値の極大化
 - ・最適なウィンドウ戦略を設計できる
 - ・最適な二次メディア事業者との関係を設計できる(寡占防止)
- 現行資金 + α の資金調達手段の創造による制作リソース拡大



etc

市場拡大のためには環境の整備が必要

製作資金の調達方法-①製作委員会方式



製作資金の調達方法-①製作委員会方式(2)



製作委員会方式	主な特徴	一般に業界強者連合による任意組合(組合契約)	
	Pros.	<ul style="list-style-type: none"> 各業界強者によるリスクシェア 「無限責任」リスク回避のため会員全社によるプロモーション 信託法・商品ファンド法などの規制対象外 「業界常識」の共有による契約内容の簡素化 	
	Cons.	<ul style="list-style-type: none"> (任意組合のため)事業の無限責任性 組合終了後の著作権が各組合員に帰属→流動性問題解決できず 自己(調達)資金範囲内での調達のため予算に制約あり←一般投資家参加不可 組合員の倒産による影響有り 組合員の事業上の思惑の衝突→価値極大化阻害要因 	
	完成リスク	各組合員が負担	
	販売リスク	小	配給会社等の組合員参加により解消
	興行リスク	各組合員が負担	窓口権を持つ各組合員がリスクを分担
	パフォーマンス・リスク	各組合員が負担	自己責任

ワンチャンス主義適用可能な一次メディア対象の制作に適する。
 → 現行のビジネスモデルの延長線上
 → 自己リスク・自己資金

製作資金の調達方法-①製作委員会方式(3)



大項目	項目	製作委員会
組織	契約形態	組合契約
	民法上の組織	任意組合 (幹事会社が業務執行組合員 民法671条)
資金調達	資金調達形態	リコースローン
	投資家の責任	無限責任
	複層化・小口化	不可(他の手段との組み合わせが必要)
	外部投資家の参加	否
	金融機関からの組合への直接融資	否
	ルール	個別契約
内部資金	資金の流れの透明性	低い
	組成費用	低い
機能	著作権の帰属	組合員の共有
	管理機能	難
	倒産隔離性	なし(影響あり)
	(製作資金調達)完成リスク	各参加者が負担
	(製作資金調達)パフォーマンスリスク	各参加者が負担
	製作会社の地位	著作権無し

製作資金の調達方法-②SPC



ノンリコースローン
有限責任
共通ルール:有(商品ファンド法)
投資家の参加:可能(大口)

中間法人

映像化等
許諾
↑
原作者
印税

倒産時:影響なし
著作権:SPCが集約(権利明確)
解散時:著作権分散の必要あり
組合組成費用:有り

銀行

外部投資家

SPC
(匿名組合)
著作権

製作会社

製作委託

完成リスク:レンダー及び投資家
パフォーマンスリスク:レンダー及び投資家

窓口会社

テレビ
放映

ビデオ
DVD

商品
化

出版

音楽

海外
販売

BB
販売

製作資金の調達方法-②SPC(2)



SPC方式	主な特徴	コンテンツを引当とした匿名組合出資（ノン・リコースローン）	
	Pros.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権がSPCにのみ帰属→権利関係明確化 ・ 有限責任性 ・ 倒産隔離性 ・ SPCが金融機関より借入可能 	
	Cons.	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC組成費用がかかる ・ SPC終了後の資産処理 ・ 契約が詳細になるためリーガルコストが大 ・ レンダーからの制約事項が発生する可能性が高い ・ 商品ファンド法対象 	
	完成リスク	レンダー及び投資家	完成保証会社が必要
	販売リスク	レンダー及び投資家	窓口会社の選定とMG
	興行リスク	レンダー及び投資家	窓口会社の選定とMG
	パフォーマンス・リスク	レンダー及び投資家	窓口会社の選定とMG

二次メディアへの展開に関し、P&Aコストや追加制作費が必要な場合に最適。→主に金融機関よりのノン・リコースローン主眼

製作資金の調達方法-②SPC(3)



大項目	項目	SPC
組織	契約形態	匿名組合契約
	民法上の組織	匿名組合
資金調達	資金調達形態	ノンリコースローン
	投資家の責任	有限
	複層化・小口化	不可
	外部投資家の参加	可
	金融機関からの直接融資	可
	ルール	商品ファンド法
内部資金	資金の流れの透明性	高い
	組成費用	高い
機能	著作権の帰属	SPC
	管理機能	難
	倒産隔離性	あり
	(製作資金調達)完成リスク	レンダー及び投資家が負担
	(製作資金調達)パフォーマンスリスク	レンダー及び投資家が負担
	製作会社の地位	著作権は優先交渉権

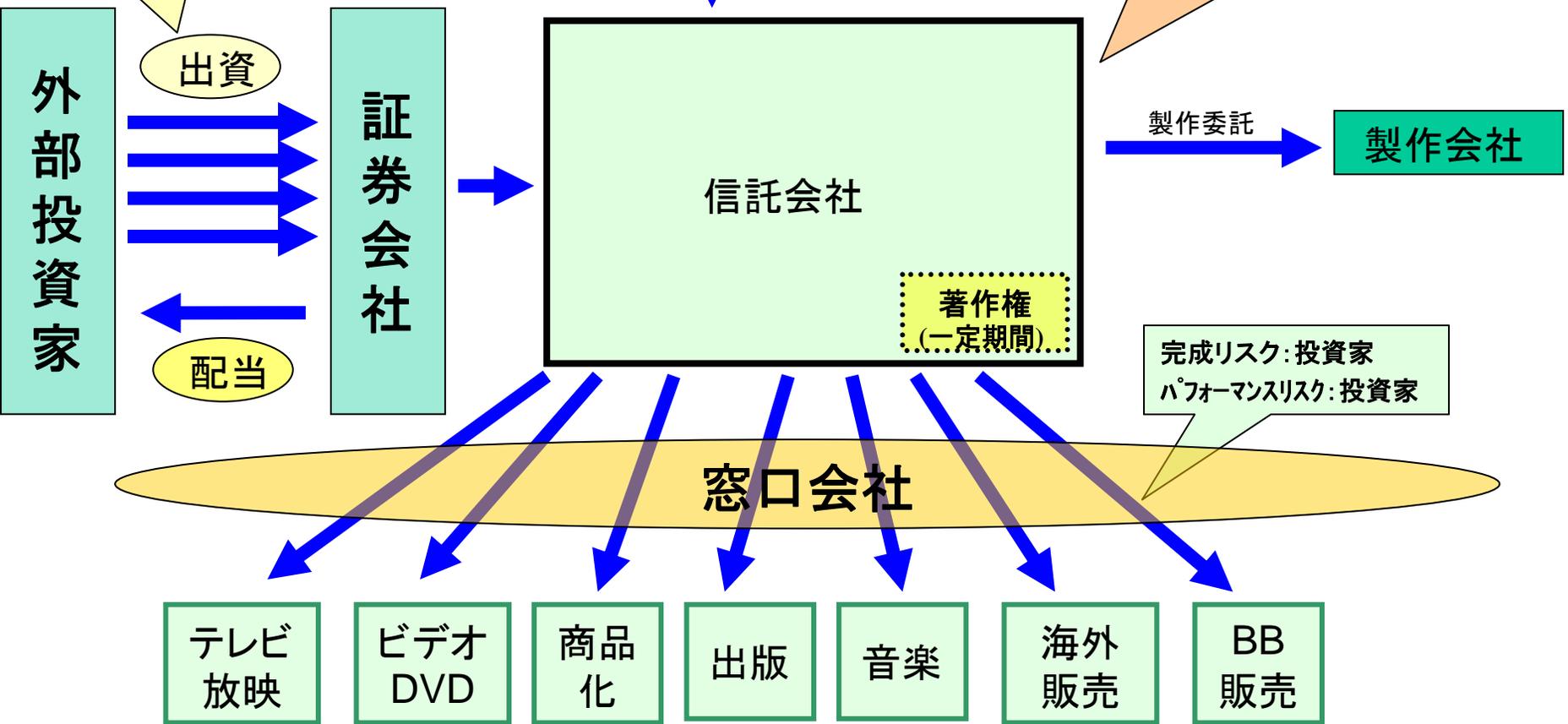
製作資金の調達方法-③信託方式



ノンリコースローン
有限責任
共通ルール:有(信託業法)
投資家の参加:可能(小口可)

原権利者 著作権

倒産時:影響なし
著作権:信託会社が期間中集約(権利明確)
解散時:著作権が現権利者へ戻る
組合組成費用:無し(信託手数料有り)



製作資金の調達方法-③信託方式(2)



信託方式	主な特徴	受託者による知財管理、受益権の複層化等柔軟な対応が可能 信託契約による（ノン・リコースローン）	
	Pros.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数権利者信託による権利集約→権利関係明確化 ・ 有限責任性、倒産隔離性、マーケットによる価値評価 ・ 信託業法、信託法による受益者保護 ・ 多様かつ広範囲投資家からの資金調達が可能 	
	Cons.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託報酬がかかる、受益権交換市場の開設 ・ 信託法・商品ファンド法対象 	
	完成リスク	受益者（投資家）	完成保証会社が必要
	販売リスク	受益者（投資家）	窓口会社の選定とMG
	興行リスク	受益者（投資家）	窓口会社の選定とMG
	パフォーマンスリスク	受益者（投資家）	窓口会社の選定とMG

一次・二次メディア問わず多額の資金調達に有効
 期間設定により権利者に権利返還が可能
 →主にマーケットよりのノン・リコースローン主眼

製作資金の調達方法-③信託方式(3)



大項目	項目	信託
組織	契約形態	信託契約
	民法上の組織	信託会社
資金調達	資金調達形態	ノンリコースローン
	投資家の責任	有限
	複層化・小口化	可能
	外部投資家の参加	可(小口で可能)
	金融機関からの直接融資	可
	ルール	信託法・信託業法
内部資金	資金の流れの透明性	高い
	組成費用	低い(信託報酬が必要)
機能	著作権の帰属	期間中、受託者 期間後、委託者(原著作者)
	管理機能	受託者による管理が可能
	倒産隔離性	あり
	(製作資金調達)完成リスク	受益者(投資家)が負担
	(製作資金調達)パフォーマンスリスク	受益者(投資家)が負担
	製作会社の地位	著作権は優先交渉権

既存コンテンツ流動化の資金調達方法-②SPC



ノンリコースローン
有限責任
共通ルール:有(商品ファンド法)
投資家の参加:可能(大口)

中間法人

倒産時:影響なし
著作権:SPCが集約(権利明確)
解散時:著作権分散の必要あり
組合組成費用:有り

映像化等
許諾
原作者
印税

銀行

外部投資家

SPC
(匿名組合)
著作権

窓口会社

テレビ
放映

ビデオ
DVD

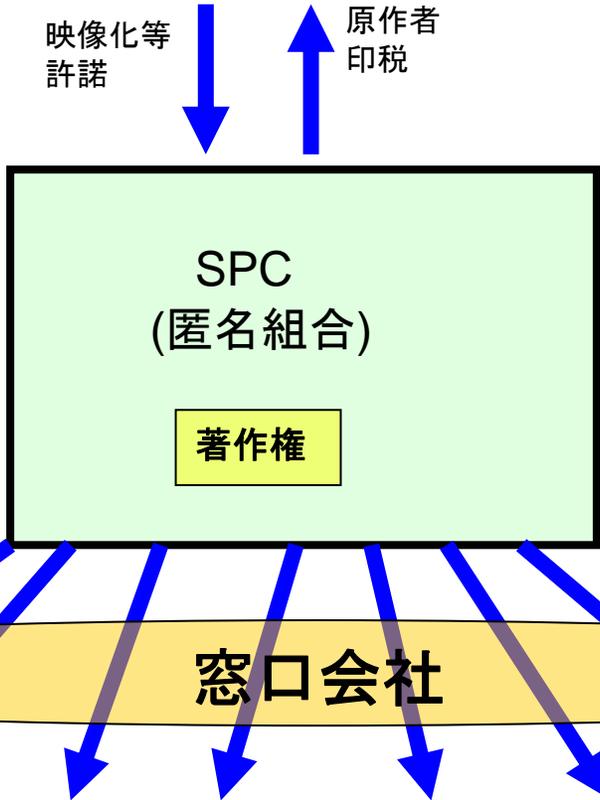
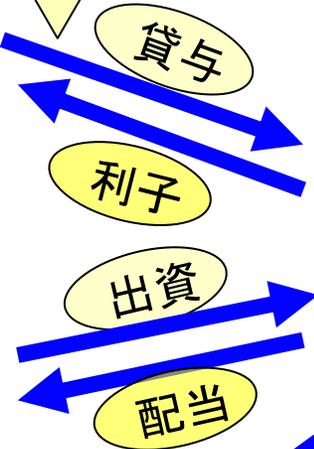
商品
化

出版

音楽

海外
販売

BB
販売





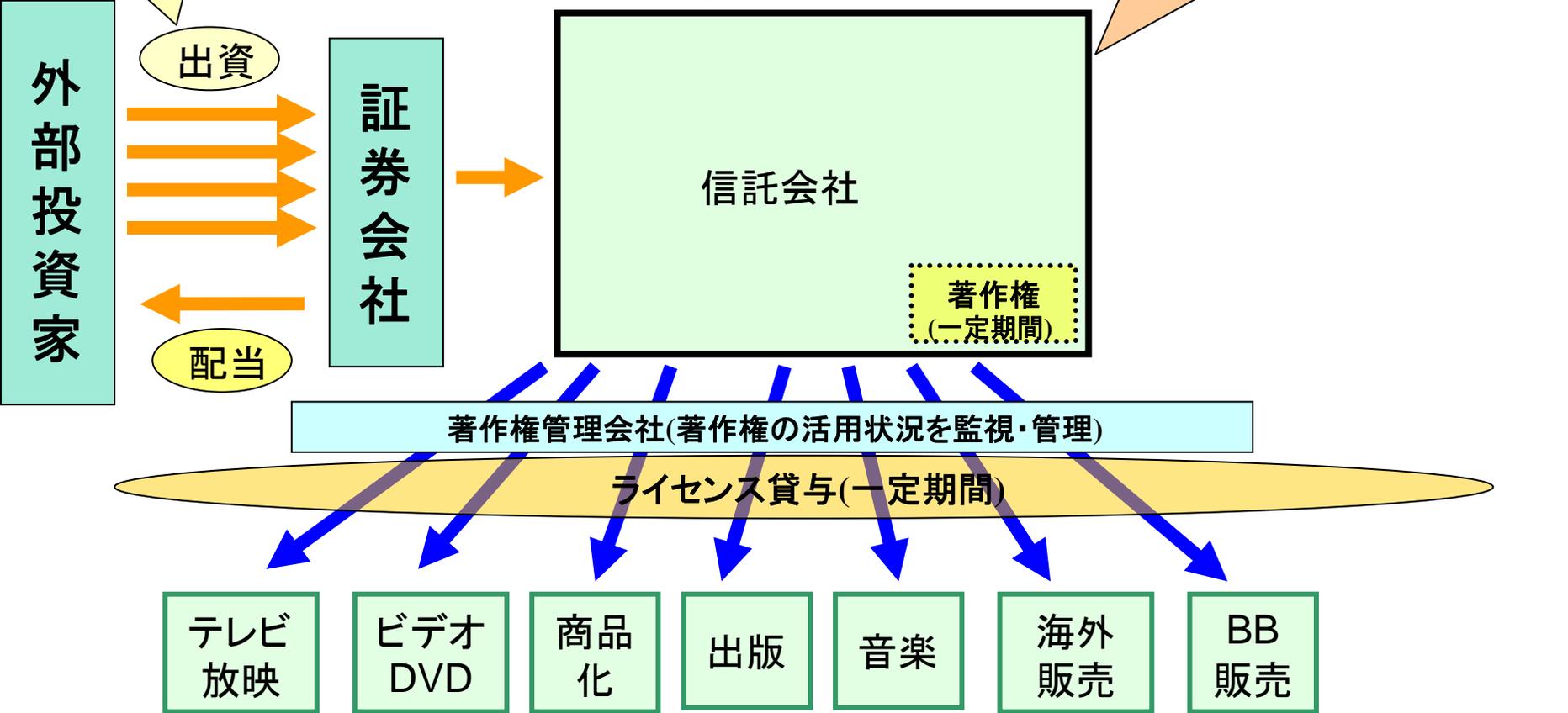
既存コンテンツ流動化の資金調達方法-③信託方式

ノンコースローン
有限責任
共通ルール:有(信託業法)
投資家の参加:可能(小口可)

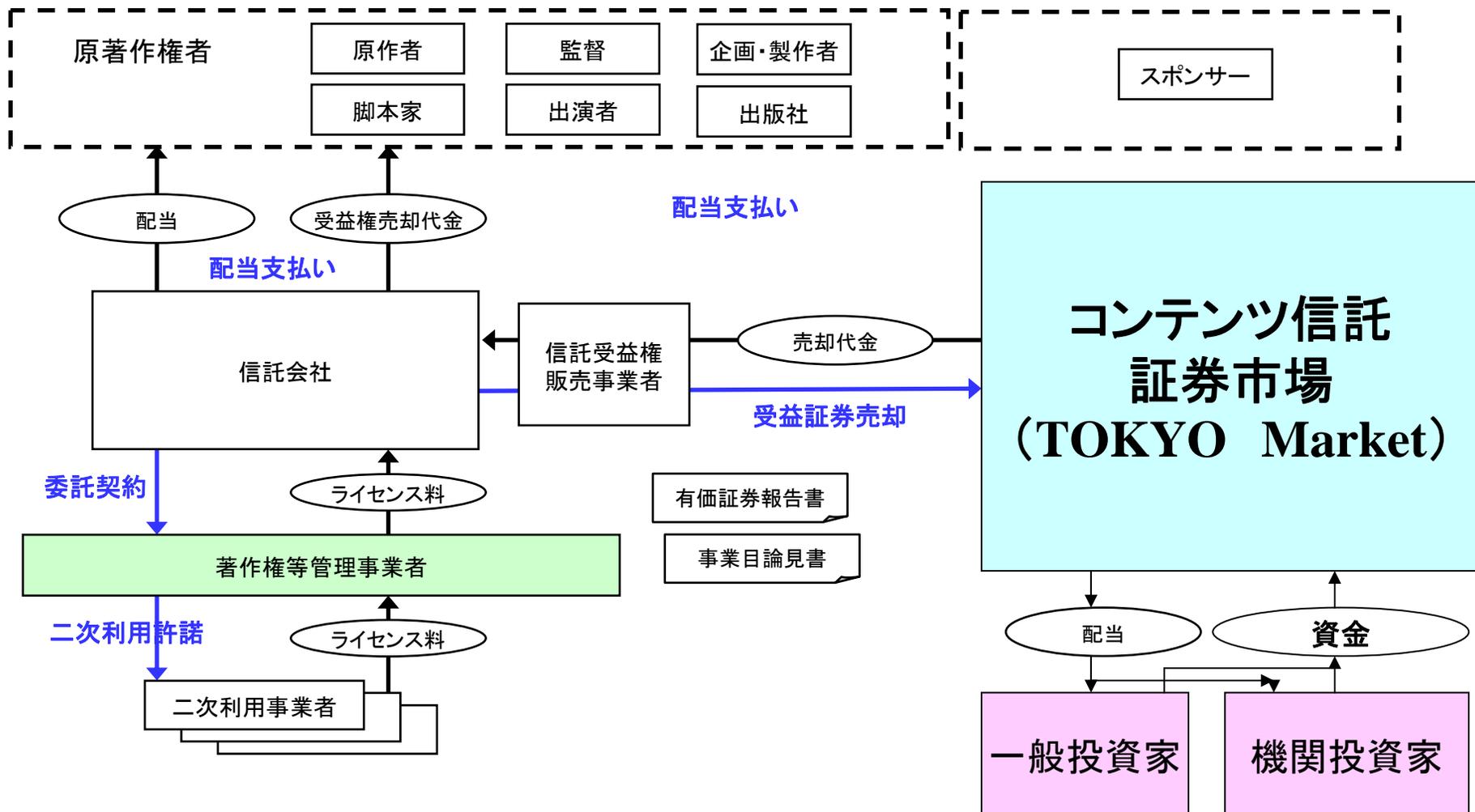
原権利者 著作権

倒産時:影響なし
著作権:信託会社が期間中集約(権利明確)
解散時:著作権が現権利者へ戻る
組合組成費用:無し(信託手数料有り)

映像化等
許諾
印税等



あり姿・・・コンテンツ市場に新たな資金を





■ 法的環境整備

■ 価値極大化のための権利集約機関

■ 健全な投資市場形成のための情報提供

- ・事業リスク、信用リスク、市場リスク、カントリーリスク 等が特定できる情報

■ 権利関係の定義の統一

- ・各権利の範囲、効力、所在特定方法等

■ コンテンツ産業拡大のための環境整備

- ・完成保証機関などの整備



- 一次メディアでの資金調達方法は、各方式とも有効
- 一次/二次両メディアへの展開資金調達にはSPCもしくは信託方式が有効
- 既存コンテンツの二次メディア展開には信託方式が有効
- ワンチャンス主義対象のコンテンツの場合、各方式とも有効
- 権利関係が分散しているコンテンツに関しては信託方式が最も有効
- TVコンテンツの二次メディア展開に関しては信託方式が有効
- 映画コンテンツで多額の資金が必要な場合SPC方式が有効
- 映画コンテンツで資金需要が少ない場合製作委員会方式が有効

コンテンツ産業拡大に対応可能な資金調達環境の整備が肝要